

記者発表資料

発表年月日	送信枚数	発信元
令和5年10月10日	1枚 (本紙含む)	上郡記者クラブ事務局 担当：上岡 英嗣 TEL：0791-52-1112 FAX：0791-52-5172

職員の通年でのノーネクタイ・ノージャケット勤務の実施

本町では、軽装を推奨する「クールビズ」の実施について、例年5月から10月に期間（奨励期間含む）を設定し、省エネルギーの推進に取り組んでいます。しかし、近年は、季節外れの暑い日などの異常気象や、マスクの着用が必要な職場もあります。

このような中、兵庫県をはじめ、全国の一部の自治体においても、通年でノーネクタイ等を実施するなど通年輕装勤務の取組が始まっています。

このような状況を踏まえ、省エネルギーの推進や業務の効率化、より働きやすい職場環境の推進を図るため、職員の通年でのノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）を試行します。

なお、試行期間中に、特段の支障がなければ、令和6年4月1日（月）から本格実施する予定です。

- 日時 試行期間：令和5年11月1日（水）から令和6年3月31日（日）まで
本格実施：令和6年4月1日（月）から（※予定）

■内容

- ① 職員は通年でノーネクタイ等での勤務を行います。また、歩きやすいスニーカー等での勤務
- ② 夏季期間（5月から10月まで）は、ポロシャツ等の清涼感のある軽装での勤務
- ③ 冬季期間（11月から3月まで）は、セーター、カーディガン又はフリース等の重ね着等での勤務
- ④ その他

当面は試行期間として実施し、試行期間中に特段の支障がなければ、引き続き本格実施とします。

なお、式典や会議などは、TPO（Time：時、Place：場所、Occasion：場合）をわきまえた服装とし、公務員として品位を失わない節度あるものとし、町民等来庁者に不快感を与えないものとしします。

■問い合わせ先

部署：上郡町 総務課（担当：長谷川）

住所：赤穂郡上郡町大持 278 番地

TEL：0791-52-1111 FAX：0791-52-5172

さわやかに歴史と
未来の出逢うまち



上郡町